

平成30年度 第1回 伊予市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成30年10月24日（水）午後2時30分から

2. 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3. 出席委員

市長	武 智 邦 典
教育長	渡 邊 博 隆
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江

4. 会議に出席した事務局職員

教育監理監	井 上 伸 弥
事務局長	鶴 岡 正 直
学校教育課指導主幹	福 原 浩 一
学校教育課指導主事	高 石 達 也
学校教育課課長補佐	窪 田 春 樹
学校教育課	
学校給食センター所長	安 田 敦
社会教育課長	山 岡 慎 司
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課課長補佐	宇 都 光 英

5. 協議事項

- (1) 伊予市いじめの防止等のための基本方針の改定について
- (2) 伊予市文化交流センター管理運営基本計画と実施計画（文化振興）について
- (3) その他

6. 閉 会

午後2時30分 開会

○靄岡事務局長 開会。

最初に、武智市長から挨拶を申し上げます。

○武智市長 どうも皆さんこんにちは。一言御挨拶を申し上げます。

渡邊教育長を初め、教育委員の皆様方におかれましては日ごろから伊予市の学校及び社会教育行政の推進に対しまして御尽力を賜っておりますことを心から感謝を申し上げます。また、第2次総合計画「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」の将来像のもと、教育分野では「3万人が住み続けられる環境づくり」とする未来戦略の一翼を担っていただきながら、「学校教育環境の整備、充実」や「生涯にわたって学習できる環境づくり」に向け、さまざまな事業を展開しておられますことに対して重ねてお礼を申し上げます。

さて、今回の総合教育会議は、次第にありますように「いじめの防止」と「文化交流センター」についての議題を取り扱うこととさせていただきます。

まず第1点目は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「伊予市いじめの防止等のための基本方針」を策定しておりますが、愛媛県の基本的な方針の改定に伴い、伊予市においても同様の見直しを行うことに対しましての協議でございます。

もう一点は、着々と建設工事が進んでおりますIYO夢みらい館について、図書館、文化ホール、地域交流館のアクションプランとなる事業方針案が整いましたので、その方向性に関する協議でございます。

本日、こうして協議を通して市長部局と教育委員会が共通認識を持つことが大変意義深いことと認識しておりまして、教育委員の皆さんと一緒に話し合い、また課題についてどのようにしていくべきかを意見交換したいと存じておりますので、それぞれの視点で御検討いただきながら忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○靄岡事務局長 ありがとうございます。

続いて、協議事項に入りますが、伊予市総合教育会議設置要綱第4条に、市長が議長となるとありますので、以下の協議につきましては武智市長の進行でよろしくお願いいたします。

○武智邦典議長 それでは、まず本日の総合教育会議開催に当たり、伊予市総合教育会議傍聴要領に基づき、傍聴人を受け付けておりますけれども、0名ということで御理解をいただきたいと思っております。

それでは早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

まず、(1)「伊予市いじめの防止等のための基本方針の改定について」でございますが、事務局から説明を申し上げます。

事務局お願いします。

○高石指導主事 それでは、私のほうから「伊予市いじめの防止等のための基本方針」の改定案について御説明いたします。

先ほども市長さんのほうからお話がありましたように、国、県はもう既に基本方針を改定しておりますので、それに準じまして変更案を作成いたしました。御審議のほうをよろしく願います。

まず最初に、全体的な変更点として幾つかお知らせをしておきます。

漢字の変更がところどころ出てまいります。「もつ」、「または」、「ふざけあい」というものを今までは平仮名表記をしておりましたが、そちらにつきましては全て漢字表記に変更しております。それから、「何々かどうか」という言葉の使い方がありましたが、「何々か否か」という言葉、何カ所か出てまいります。それから、「学校基本方針」と短くしていたところを正式なもの「学校いじめ防止基本方針」というふうに変更しているところも何か所かあります。それから、今まででしたら「いじめの早期発見、早期対応」という言葉をよく使ってはいたんですが、「早期対応」の部分を「いじめ事案への対処」、「事案の対処」という言葉に変更されております。それから全てではないんですが、「インターネットを通じて行われる」という言葉を「インターネット上の」、それから「当該組織」という省略した言葉の使い方を「学校いじめ対策組織」、これがいろんなページにわたって変更しているところです。そのほかにつきましては、ページを追って御説明してまいります。

まず2ページ、3ページをおあげください。

2ページの初めにのところは、国、県の基本方針の改定年月日をそれぞれ追加しております。それから、情報共有をするところに「地域」が抜けておりましたので「地域」をプラスしております。

続きまして、3ページです。

いじめの防止等のための施策の基本的な方向に関する事項。1、いじめの定義のところ、中段から下に赤くなってあるところですが、けんかやふざけ合いであっても慎重に判断するようにということで、この言葉が変更になっております。

続きまして、4ページ、5ページです。

4ページ上のほうです。こちらには、悪意がなかった場合について、具体例を挙げていじめという言葉を使わずに指導ができるということ。ただし、いじめに該当するということを明示しております。

そのページの下のほうになります。こちらにつきましては、語尾の変更と単語の一部追加になっております。

5ページにつきましては、先ほど申しました漢字の変更です。

続いて、7ページです。

中段の上のほう、オのところですが、新しく幼児期の教育においても取組を促すことを追加しております。今回は、ここがなかったところですので、それに伴いまして記号が1つずつずれております。それから、語尾の追加と一部言葉の変更があります。

8ページ、9ページです。

(1)の学校いじめ防止基本方針の策定のところですが、中ほどになります。学校いじめ防止基本方針を定める意義として、組織としての対応、安心感を与える、加害行為を抑止する、加害児童生徒への支援ということで追加をしております。

それから、その下のところになります。具体的な指導内容のプログラム化を図る目的を、いわゆるいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりということを追加しております。

それから、8ページの下、早期発見、事案対処のマニュアルの策定を明記しております。

それから、8ページ下から9ページの上にかけて、学校いじめ対策組織の活動を具体的に記載するよう追加しております。

それから、その下5行目になります。さらにというところですが、加害児童生徒支援の対応方針を定めることが望ましいことを追加しております。

中ほどになります。取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けること、また評価結果をもとに改善を図ることを追加しております。

それから、9ページの下の部分ですが、ここには関係者の意見を取り入れながら修正すること、あるいは機会を捉えて説明することを追加しております。

それから(2)のいじめの防止等の対策のための組織の設置のところですが、下のほうになります。組織的に対応する良さを明記しております。それから、心理や福祉の専門家ということで、具体的にスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーという言葉が明記しております。ここは、外部専門家ということでしたので、もとはここ「教職員」が入っていたんですが、「教職員」も削除しております。

続きまして、10ページです。

具体的な年間計画の後に、括弧書きで学校いじめ防止プログラム等という言葉を追加しております。

それから、学校いじめ対策組織の役割というところが、その中央部分かなり真っ赤になっておりますが、未然防止、それから早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組というふうに項目に分かれまして詳しく表記されております。

それから、下の部分になります。学校いじめ対策組織の存在や役割を知らせ、アンケート等により取組の改善につながることを追加しております。また、市教委が組織の役割が果たされているか確認し、指導・助言を行うことも追加されております。

11ページです。

上のほうですが、学校いじめ対策組織が組織的に対応できるよう、留意点を一部追加、変更

しております。

それから、その下になりますが、いじめの情報共有の手順や内容について明確に定めておくこと、あるいは情報共有の目的、管理職のリーダーシップについて追加しております。

中ほどになります。組織の構成員について、法第22条の原文を追加していること、それから「人権同和教育担当教員」を削除しまして、「教科担任」を追加しております。さらに、心理や福祉の専門家、警察官経験者等の外部専門家を可能な限り参画させることという言葉が追加となっております。この部分につきましては、県の基本方針の中では弁護士、医師というものも例には挙がっておりますが、実際に学校の組織の中で弁護士あるいは医師を呼ぶということはかなり難しいかということで、こちらのほうは言葉は挙げておりません。

それから、その下のほうになります。未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善することを追加しております。

12ページです。

いじめの防止等に関する措置のア、いじめの防止なんです、1か所訂正をお願いします。最初に出てきます赤線のところの一番最後、「活動の」の「の」の部分が余分に入っておりますので削除をお願いします。ここには、未然防止の取組として児童生徒が自主的に考え、議論するという言葉が追加になっております。

それから、その下ですが、児童生徒にいじめをやめるため、とめるための行動をとる重要性を理解させることという中身が追加となっております。

12ページ下から13ページの上のほうにかけてですが、アンケートや面談の検証及び組織的な対処方法を定め、教職員の意識の向上と迅速な対応について追加されております。

中ほどです。法第23条の第1項の原文を明記しまして、迅速な対応、適切な記録、被害児童生徒を徹底して守り通すことを追加しております。

一番下の部分になります。いじめが解消している状態について、2つの要件、ここでは行為が止んでいるということと、苦痛を感じていないということになります。この要件を追加しております。また、解消したと判断した場合でも日常的に注意深く観察する必要があることを明記されております。これが、14ページにわたっても同じになります。

それより後につきましては、最初に申しましたように漢字、それから言葉の変更、それから一部読点の追加、14ページの四角の中ですが、これはもとの分には読点が入っておりますので読点を追加しております。

1点、16ページの一番上、もともとの部分の変更はないんですけども、改定前のものは健康・福祉となっております。ただ、言葉としては「健康・福祉」ではなく「心理・福祉」のほうが適切かと思っておりますので、ここは「心理」に変更しております。

以上、大きな変更点のほうを説明させていただきましたが、こちらは先ほども言いましたように県の変更されている部分、もともと県と同じ言葉を使っているところが県の変更にあわせ

てそのまま変更させてもらっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○武智邦典議長 ありがとうございます。

ただいまの説明内容につきまして、御質問や御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

質問等を考えられている間に、ちょっと議長の席から質問をするのは本来違うのですけれども、3ページの「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」と記述されておりますが、教育委員さんに対して、例えば学校でふざけ合いや、ちょっとした小競り合い、けんか等々があっても、要はいじめ性がないと判断されたら教育委員会のほうには報告が上がってこないのか。それとも年に、そう毎年毎日あるような事案ではないので、こんなことがありましたと。名前は伏せてもかまいませんので、中学校2年生の子が何月何日に廊下で小競り合いをしたという事案、全くいじめじゃなく単なるけんかかもしれないけど、そういう事案に対しての報告は、どのようにされていますか。

○高石指導主事 はい。

○武智邦典議長 はい、高石指導主事。

○高石指導主事 基本的には、もういじめと判断されたものが教育委員会のほうに上がってまいります。そして、本日もこれより前の定例教育委員会で、その事案については全て説明をさせていただいております。もちろん、ここではいわゆる今までだったらけんかやふざけ合いという、ちょっと大きな範囲にしていじめを見逃していないですかというために、ここにこの言葉が入ってきたものと理解しております。だから、けんかやふざけ合いであっても、例えばこれはどうかなと思うものについては、当然関係者、例えば担任であればいろんな係わりの先生方に様子を聞いたりしながら、やっぱりいじめと判断したほうがいいのか、じゃあ学校の組織のほうに上げようかという話になろうかと思えます。学校の組織の中で、この事案について、まあこれはいじめとは言わなくても大丈夫だろうという判断でしたら、こちらには上がってきませんし、いやこれは可能性があるものだと判断されればいじめとして報告が上がってくるという形になろうかと思えます。

広くこのふざけ合い、けんかの全てが上がってくるようになると、余りにもたくさんの数が上がり過ぎるような形になり、結局しっかりお伝えしていかなくてはいけないいじめ事案が、埋もれぎみになってくるのではないかと考えます。

○武智邦典議長 ふざけ合いがあった場合、それは、子供たちから先生に上がってくるのですか、それとも先生が発見をしてそれを調べるのですか。例えば、生徒から誰々さんと誰々さんが廊下でふざけ合いというか、口げんかをしていましたというのが、担任に上がってきた。生

徒が見て、またいつものようなふざけ合いをしているということだったら、わざわざ学校の担任の先生には言わないと思います。生徒から先生に、実はこうなんですといったふざけ合いを先生方が調査をする。いじめの事案にはならないので、教育委員会には報告する必要ないという判断よりも、教育委員さん、多分いじめの事案ではないかもしれませんが知っておいてくださいねと報告する。あの年代の多感な子供が、わざわざ言いたくもないのに先生のところに報告するのは、いじめの要素が含まれていると思うからなのではないか。それがそういう案件でも学校の先生方が、違うと言うと教育委員会には上がらない。調べたらいじめにつながるというのはどこで判断されて、結局いじめなのか、いじめではないのかの判断基準はどこにあるのですか。

○高石指導主事 学校のいじめ防止の組織で判断する場合には、既に校内のメンバーだけで判断しているかと思います。その中で、いじめが疑わしいような件につきましては説明のほうをいたしまして、これはいじめと判断するかどうかを、私の経験からでしたらしております。その中で、いじめと見たほうがよかろうということについて上がってくるということです。

○渡邊博隆教育長 はい。

○武智邦典議長 はい、教育長。

○渡邊博隆教育長 今、市長さんが言われるいじめの判断基準自体というのは、実は本人がそう思っていないのをいじめと定義していますが、先生や誰かに訴えるという子供たちの声をいじめ調査のアンケートに基づいて、本人からこういうようなことがありましたとか、友達がこういうような形で見ておりますとかというふうな情報を、学級担任がキャッチし、生徒指導主事と相談してみる。中学校では、「あゆみ」で学級担任と交換をしてコメントを入れてもらっているのですけれども、なかなか学級の全生徒が「あゆみ」を提出していないのですが、そういう中で私は今こういう状況ですという訴えをしています。そういうところから学級担任が把握して、本人と教育相談をしながら調査をして、ふざけ合いだけでスキンシップ的な対応かというふうな判断をする。いや、本人もかなり気になっているのでいじめと判断し、これは継続的に対応していかななくてはならないというように教師サイドは対応していく。そういうような事例もありました。だから、本人自身が遊び的な形ですが、事前に学校サイドがキャッチするというのは、なかなか情動的には難しいのではないかと思います。

○武智邦典議長 過去をひもとくと、例えば小学校5年生、6年生がソフトボールをみんなと一緒にやりました。休憩時に上手じゃない子に言葉で言うだけでなく、グラウンドにまかれていた石灰を丸めて投げる。何で怒らないのかと問うても黙ってうつむいている。投げた子にそれはいじめになるのではないかと、なんでこんなことするんだと聞くと、いや、注意しているんですと答えました。そうではなく、一緒にノックやキャッチボールをしたりして上達させることもできる。この子に対して一般的にはどう見ても今で言ういじめで、この子は多分心が病んで慣れてしまい我慢しているのか平気なのか、当たり前という感覚になってしまってい

る。このことを石灰を投げた子は先生に報告なんかまずしないだろうし、投げられた子も報告をしないだろう。逆に傍観者的に見ていたAさんが先生にこんなことがありましたと言い、やったときに調べたが、そうではなかった。でも、Aさんが見た報告を学校の先生がこういうことの報告を受けたと。今ごろちくると、逆に疎外されるとか、逆にいじめに遭うとかということもあるかもしれないが、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合における部分の発見というのは、学校の先生が見つかるのか、子供からの報告によって見つかるのか。逆に言うとそれを友達にも言えない、先生にも言えない、保護者に言うと保護者からこんなけんかがありました、実はこちらの子どうなんでしょうかねというような大きなことはないのですか。伊予市においては大丈夫なのかもしれませんが、その部分はこの3ページのこの分だけどうなのか否かを判断するものとする。

運動会前なんかでのふざけ合いは分からないこともありませんが、ここで書かれている、ついついけんかやふざけ合いというのが、通常の廊下で起こるけんかやふざけ合いだったらどうでしょうか。単に自分のほうが強いとけんかをする粹なのか、一方的にやられているのか、その当事者に先生方が確認されるのですか。それとも周りの友達。

○高石指導主事 そのケースも当然あります。いろんなケースがあるので何とも言えませんが、当然当事者にも確認しますが、当事者からは言えないケースも多々あるかと思えますので、周りの子供から意見を聞くこともある。様子を聞き、こちらも当然注意深くも見ます。ほかの先生方からの情報もいただいたりもします。ただ、ここにこう書かれてある目的は、むしろそういうの見逃さないためにこの一文が、言葉が変わってつけ加わったと。前文、もともとはここが「けんかは除くが」という言葉でした。しかし、けんかは除くがとなると、すごく広い範囲のことがいじめとはもう関係ないとしてのけられるのではないかということで、こういうふうな言葉に変わらして、けんかやふざけ合いに見えても、もっとやっぱり注意深く見て、やはりいじめではないのかという目を持って判断しなさいというのが、この部分にあらわれていることだと考えております。

○武智邦典議長 いじめと分かったときには、深刻な状態になっている場合もあります。先生方や学校が教育委員会にも報告をしなかったことを他で聞いたこともあります。そうではなく、教育委員会、当然伊予市も巻き込んで、このように報告していますというようなことをすることによって知っていただければ、教職員の方々も幾分気持ちが楽にもなるのではないのでしょうか。

教育委員さん何か御質問等ございますか。

○矢野ひとみ委員 はい。

○武智邦典議長 矢野委員。

○矢野ひとみ委員 このいじめ防止のための基本方針を目にするのは、伊予市の市民一般全部ですか。ホームページ上で公開するのですか。

○鶴岡事務局長 はい、公開しております。

○矢野ひとみ委員 はい、ありがとうございました。では、そういう視点で幾つか、一緒に考えていただけたらと思います。

3ページが一番上の定義を四角で書いており、そして2条の第2、第3、第4、このような書き方が何か所かあります。8ページ、それから9ページ、14ページ、四角書きで法そのものを持ってきている箇所が幾つかありますが、その四角書きの下のほうに法律名が書いていると分かりやすいのではないのでしょうか。何の法からこの定義が来ているか書かれていると分かりやすいのではないかと思います。これが1点。

それから、前回審議したものに追加、明記をしてくださり詳しく書かれているので、前回のよりは具体的に中身がよくわかるようになってきていると思います。ですが、県や国に準じて、その文書を全部持ってこられたのかもしれませんが、8ページ、9ページの修正したあたりが特に文章が長く、一番長いのでは6行にわたって1文になっている。これは、多分読んでいる人は何が言いたいのかという気がするのではないかと思います。

例えば、8ページの下の方に、その中核的な内容としてはいじめに向かわない態度、能力ってずっと行って、そして5行目で必要であるととめています。その次が、またから始まって必要があるととめています。その次、学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及びびというので、ずっと何行にわたっているのですかね。

その次の学校いじめ防止基本方針に基づく取組のというところあたりも6行にわたって書いてあります。ここを直そうにも、これを理解するのにすごく時間がかかるというのが1つ気になったところです。

それから、10ページのいじめ防止プログラム等で具体的なことを書いてくださって、未然防止、早期発見でちょっと書き方を変えて書いてくださっています。書き方を変えて書いてくださっているところは非常にわかりやすいのですが、その後またずっと文章が非常に長くなっておりました。

それから、6ページの(4)の地域、家庭との連携についてというところ、これはいじめ防止等に関する基本的な考え方で、4番目、地域、家庭との連携ですが、これは今までは学校、家庭、地域と出ていましたが、これはわざと学校、地域、家庭、逆にしているのですか。地域を最初に持ってくる。

あの長い文章をあなたならどう直しますかと聞かれたら、それを私は直せません。全体的な感覚としてインターネットにアップした場合に、ちょっと難しいという気がしました。

以上です。

○武智邦典議長 これ、赤色は全部追加ですか。それとも、文字の幾分が変わったので、どうしても赤色になった部分ですか。

はい、高石指導主事。

○高石指導主事 はい。赤でたくさんのところがありますが、基本的に県の言葉がそのまま入っております。といいますのは、伊予市の文と県の文が本当に同じ文を使っておりますので、県のところが改定されたところについては、そちらを持ってきております。したがって、先ほどこういう中身のことがつけ加わりましたという説明はさせていただきましたが、言葉自体は県の言葉です。若干、弁護士とかというふうにもとから県とは違うところがありますので、そちらについては先ほどちょっと説明したとおりになっております。確かに長く入ってきているとは思ってはおります。

それから、先ほどの6ページの件につきましては、これは変更をしていないところではあるのですが、もとから伊予市の文もそうですし、県の文も今後は地域、家庭という部分が順番になっておりました。

○矢野ひとみ委員 わかりました。

○武智邦典議長 この何条、何条というのは、伊予市の条例なのか、それとも国の法律による何条、それとも県の条例。

はい、高石指導主事。

○高石指導主事 はい、初めに載っております3行目、いじめ防止対策推進法というふうに捉えておりますが、また確認はしておきます。

○武智邦典議長 いじめ防止対策推進法の条文ですか、これは。

○高石指導主事 はい。

○武智邦典議長 国の法律となれば、これちょっとなかなか。

伊予市の条例あたりでしたら、ある程度融通もきくのかなと思いましたが。

○矢野ひとみ委員 最初のが、いじめ対策推進法ですね。そこも括弧書きで入れていただけたら、読んですぐよく分かるかなと思います。学校とはと書いて、幼稚園を除いているから学校教育法ではないことだけは確かです。

○武智邦典議長 いじめの定義とかのところに括弧書きで、いじめ防止対策推進法から抜粋というふうにホームページにアップする際に入れ込んだら済む話だから、それはできますよね。

○高石指導主事 はい。

○武智邦典議長 教育委員さん、反対でなければ、それは1つの決定事項としてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智邦典議長 では、そうしてあげていただけますか。確かに何の法律なのか、ちゃんと2ページを読み込んでも、あそこだと思えないようなところもあるかもしれないから。赤は全部追加ですかね。

○高石指導主事 一部言葉が変わったところもありますが、ほぼ新しく追加されたところが多

いです。

○水口良江委員 構いませんか。

○武智邦典議長 はい、水口教育委員さん。

○水口良江委員 9ページの真ん中あたりに学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるということが書かれているのですが、毎年学校評価を学校のほうでされておりますけれど、その実施状況、この評価項目に位置付けることによって今までの評価内容と違ったような内容として出てくるのか。例えば、このいろんな条文を読んでもありますと、いじめの定義が例えば保護者の方とか地域の方とかがどういうふうにいじめと定義されるのかということもわかりづらいところもありますよね。例えば、3ページにインターネット上で悪口を書かれた生徒さんがおり、書かれた本人は分かりませんが、書いた本人には指導します。これもいじめとして捉えますよというようなところがあります。そうしたら、評価をする際に、うちの学校ではいじめをこれぐらい認識したけれど、改善するためにどう取り組みましたというような、数字だけを見る部分と、いじめの内容が事細かになって、普通だったらちょっとこうたいたり、ふざけたりしてしたこと本人がいじめと感じたらいじめということですよ。すぐ解消することであったとしても、それをいじめの点数として上げると。その数字的なものと内容的なものとの、非常に学校評価、地域の方とか保護者の方にはわかりづらいところがあるのではないのでしょうか。学校評価の評価項目というのは、どのようにこれから変わっていくのかを知りたいなと思うのと、もう一つ構いませんか。

○武智邦典議長 どうぞ。

○水口良江委員 29年度の児童・生徒の問題行動、不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査というのがありまして、この全国的なもの伊予市だけのものを比較し、その中でいじめを感じた、いじめを発見したことについては、学校の教職員等が発見したというよりも、教職員以外からの情報により発見したというのが、伊予市は非常に件数が少ないのですけれど、率的にはそのほうが多くありました。それで学校等の教職員等が発見した中で、一番多くあったのは担任の先生とか、いわゆる養護教諭の先生のような担任教諭以外の学校の先生たちがいじめについて発見したというのではなく、アンケート調査など学校の取組により発見したのが一番ウェートを占めていたと思います。全国的に見ても、アンケート調査が一番いじめを発見したというのが多かったので、私は学校の担任の先生が気づくのが一番理想です。子供たちとかかわり、担任の先生や学校の先生がいじめに気づいてくれるのが、信頼関係が保たれているのかなと思っていました。しかし、意外にこのアンケートの結果を見るとそういうことではなく、アンケート調査で自己申告という形で、お友達にいじめがあるよなということを発見したということなので、少し意外な結果だなと思いましたが、それが全国的にもそうなので、伊予市の件数はとても少ないですけれど、教職員の方が気づいてくれる、そういう信頼関係が築きにくくなっているのでしょうか。アンケート調査を今後学校評価にも反映させるということ

であれば、アンケート調査をもっと工夫してたびたびするような方向に持っていくのか。それ以外にも何か方法を考えているようなことがあるようでしたら、少し外れた問題になってしまいますが教えていただければと思います。

○武智邦典議長 アンケートというのは、学校、それぞれのルームにおいて子供たちにアンケートをとるということですね。それをもう少し充実したものにしたらどうですかと。ネット社会の今では、スマホを見て落ち込んでいるのか、友人関係で落ち込んでいるのか分からないと思われるから、なかなか担任の先生が気づくというのも難しい部分もあると思います。昭和の時代と平成の時代と、また次の新たな時代で違ってくるかもしれませんが、その中でアンケートの充実というのも、伊予市の学校独特のものにしたらもっともっと学校評価として評価されるのではないのかという部分と、アンケートによって早くいじめの気づきがあるのでしょうかというような質問だったと思いますが、先生方。

○水口良江委員 ありがとうございます。

○武智邦典議長 はい、高石指導主事。

○高石指導主事 はい。学校評価のことで言われたかと思うのですが、今現在でも多分いじめに関しての学校評価の項目は入っておるかと思います。この評価項目に学校評価を自分も現場では項目を考える立場でしたので、その言葉は毎年見直していきながら、どういう項目が適当であるかというのをつくって変更しているのですけれども、いじめのこの部分だけで特化してたくさんの項目ができるかという、ほかの項目とのバランスがあるのでどういうふうになるかはちょっとわかりにくくはあるのですが、それを意識したものを考えていくというのは可能であるのかなと。取組の状況か、外部からの評価をしっかりと受けられるように持っていく質問にすることは可能なのかなとは思いますが。

それから、今学校としましては、いじめの発見はもちろんアンケート。割と中学校はアンケートとかが多いです。各小学校も毎月やっているところ、学校によっては学期に1回やっているところもあろうかと思うのですが、アンケートもそうですし、やはり日ごろの観察、先ほどちょっと話ありました日記指導なんかもそうです。いろんな方法から情報を集めるようにはしてはいるのですけれども、数字としてはアンケートが多くは出てきてはおるところです。でも、1つに頼るというのではなくて、いろんな方法でとにかく探っていくところが大切になってこようかと思います。

○高橋久美子委員 よろしいですか。

○武智邦典議長 高橋委員さん。

○高橋久美子委員 2点あるのですけれど、まず1点目は、私も今の水口委員さんが質問されていたところと同じ箇所です。学校評価についてなんです、ここの文言だけを見ていると学校評価ってというのは個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価するって、ここだけ見ると例えば年間に教職員セミナー

は3回あります。アンケートは1年に1回やります。校内で子供たちに向けてセミナー一年間に2回やりますみたいな目標を設定して、それが達成できたかどうかという学校評価なのでしょうか。ここの文言だけをそのまま受け取ると、私はそのように読めたのですが、それとも例えばいじめゼロにするよとか、年度当初5件あったうちの何件減らすことができたよという、もっと中身のほうでの学校評価という意味なのか、何を評価する意味なのかなあと思ったのが1点です。

それともう1点は、その前のページの8行目なんですけど、マニュアルを定めとありますが、このマニュアルというのはまたこの項目全体をずっとさかのぼってみると、各学校はいじめ防止基本方針として定めることが必要であるとありますので、学校ごとにマニュアルを定めるということになるのでしょうか。だとしたら、例えばいついつまでにこのマニュアルを定めなさいということも、市なり何なりが指導していくのか。学校ごとのばらつきというのはどういうふうに調整していくのか。また、例えば校長先生がかわられたとき、学校としての方針も変わってくると思うのですけれども、どういうタイミングでそれを見直していくのか。1回つくってしまったらそのまま同じマニュアルでずっとある一定期間続くのか。このマニュアルを定めるところも、その内容が、言葉の意味はわかるのですが、どういうことを求められているのかがちょっとわかりにくかったので、教えていただけたらと思います。

○武智邦典議長 はい、高石指導主事。

○高石指導主事 はい。まず、マニュアルの前に、学校ごとには当然基本方針のほうをつくっておきまして、市のほうは今回改定案を提案させていただいているのですが、県のを受けてもう既に学校はそれを意識したもので、毎年見直しをしているのですが、もう既にやっております。

それから、ここにマニュアルとありますけれども、もともと各校には生徒指導のそういう共通理解を図るものがありますので、その中にこういう内容のことは入っていると思うのですが、ただ十分でないところもあろうかと思っておりますので、現存のものを見直していく形でのマニュアルっていうものが学校で対応できるのかなと思います。必ず4月当初には、教職員の意識統一のために、こういったときにはこうしましょうみたいな感じにはやっておりますので。

○高橋久美子委員 ということは、一応学校ごと。

○高石指導主事 はい、学校ごとに。

○高橋久美子委員 学校ごとだけれども、基本的には県や市が作成したものがベースになっているから、そんなに大きくはそこから外れたようなこともなく、皆どこの学校もほぼ一律同じような内容になっていると。

○矢野ひとみ委員 市はつくってない。これは、学校がつくる。

○高橋久美子委員 ですよ。ですけど、今のお話ですけど、県が既につくっているものをベースにしているということでしたから。

○高石指導主事 基本方針のほうは、はい。県のものは、さきにお伝えはしておりますので、変更点も市の形のようなものとはちょっと学校のは違うんですけども、意識して直しておりますし、これが毎年また見直しをして、改善をしているというふうな状況です。

後半に述べたマニュアルの件は、もとより生徒指導の共通理解を図るためのものがありますので、ただここに書かれてある項目が十分に明記されていないケースも考えられますから、そこからあたりについてはまた追加をしていく必要があるのかなと考えております。学校によっては、この基本方針と一緒にそういうようなマニュアルもつけていくような学校もございます。

○渡邊博隆教育長 基本方針をベースにマニュアルができます。マニュアルと基本方針が並列ではなく、各校のホームページを見ていただいたらわかると思うのですけれども、各校にそれぞれホームページでその学校のいじめ防止経営方針というのをアップしております。そして、年度末に学校評価についても公表するようにしております。したがって、先ほど述べていただいたような形でマニュアルは各学校の実態に応じて、大規模校だったら大規模校の学年部の対応はこうしよう、全体はこうしようというようなマニュアル作成はできております。

それと、学校評価の中で外部評価者も入りますので、项目的に具体的にこういうふうな項目をたくさんというふうな形のものなかなか評価項目として掲げにくい。そういう現状があります。したがって、いじめを数年的にどういうふうに移したかというものは、数字的な形の増減、ある程度継承して続いているという形の評価の中で、この数値をできるだけ減らして子供たちに対応させていきたいと思いますという教職員の努力と、それから今伊予市でも県でもしております、いじめSTOP愛顔の子ども会議というようなものが生徒会中心で対応しておりますし、うちの生徒会、児童会はこういうふうな目標で対応している。それを子供、生徒会、児童会の活動目標で強調月間をしましょうという形で、子供たちの自助作用を伴っていじめ防止をしている学校が全てあるというように認識しております。

○高橋久美子委員 そうすると先ほどの学校評価というのは、いじめがどれぐらいあったとか、そういうことを評価することなのですか。

○渡邊博隆教育長 それもあると思います。その数字的なものもあると思います。子供たち自身が学校生活を楽しく過ごしているというような、いじめの数だけではなく、仲間づくりがうまくいっているという観点で評価する項目が掲げられていると思います。

○矢野ひとみ委員 よろしいですか。そのところで、1行、2行当たりのところの受けとめ方ですが、私が受け取ったのは学校評価というのは全ての学校、運営上のものを細分評価しますよね。その中に、1ついじめの項目が確かにどこの学校もあると思うんです。そのいじめの項目が、もちろん学校の実態に合わせての評価目標、それから達成度、そういうふうなものがあるわけですが、特にこのいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況って、この言葉を一文入れているので、それを意識して必ずそこに書かれてあるものを一文ぐらいは入れましょうというふうに私は意識しましたので、例えばその学校によったら生徒会活動でいじめのこ

とを強くやっている学校は生徒会で云々というふうな文言がはじめの評価項目の中に出てくるかもわからない。言葉遣いで優しさをというふうなのではじめを指導している学校は、それだけで終わっているかもしれない。そうではなく、このいじめ防止基本方針という中にある内容を具体的な項目のどれか1つか2つぐらいは入れなさいよというふうなことを言っているのかなと思っていたのですが、違いますか。

○高石指導主事 理想で言えば、いろんな項目が入ればいいですけど、さすがに、全ての項目は難しいかと思います。

○矢野ひとみ委員 全部は入らないですよ。多分、評価表2、3ページで全部の学校の教育活動を評価しているから、基本方針つくったので、それを意識して評価してくださいということとで具体的に赤で追加したのかなと私は受け取りましたが、違いますか。

○武智邦典議長 そういうことみたいですよ。

第13条の学校いじめ防止基本方針にうたわれている部分に関して、例えば郡中小学校でしたら伊予鉄郡中線の電車内におけるいじめ対策について。線路もバスもありませんので、これは伊予小学校で絶対当てはまりません。ですが、伊予小学校の中で、例えば別枠の、その学校に特化したいじめ対策。今後の基本は、もうどこの学校も伊予市小・中学校13校の基本は一緒にしても、やっぱり中山の学校と双海の下灘の学校と幾分違ってくる環境もあるので、その中にその学校評価の評価項目に位置づけてくださいということ。由並小学校でしたらこんなことを書こうという意味で書いているのかなと。取り方によれば、高橋委員さんが言われるように、これはどうなのかなとなりますが、矢野委員さんの言葉を聞くと、そういうことかなとは思いません。

○武智邦典議長 はい、水口委員さんどうぞ。

○水口良江委員 いわゆるこの括弧書きの中等も入っておりますが、こういうふうなことの学校の状況に応じて入れてくださいという意味ですよ。

○矢野ひとみ委員 そういうように受け取っております。

○水口良江委員 そういうことですよ。

○矢野ひとみ委員 はい。

○水口良江委員 学校評価というのは、次年度の学校経営にそれを生かしましょうというのが学校評価の位置づけであると思うのですが、それぞれの学校評価の内容を読ませてもらうと、評価をどういうふうにとめて次年度の学校経営に生かせるのかというのが非常に難しい。

○渡邊博隆教育長 構いませんか。

○武智邦典議長 どうぞ、渡邊教育長。

○渡邊博隆教育長 学校評価は数値で、5、4、3、2、1で評価して出てきます。学校運営上、地域連携上といった中で、それぞれ項目がありまして、それを外部評価者、それから教員の評価者、保護者の評価者は違ってきますが、それを見てその結果が即具現化して次年度生き

るという捉え方ではなく、このような傾向でうちの学校は特色を持っているという見方をし、次年度の教育課程の中に位置づけていくという考え方です。だから、一文一文詳細な、この点、この点、この点を具現化したかという、そういう追求はなかなかできにくいところがあると思います。地域連携との関係で、余り学校が開かれた学校になってないとか、信頼される学校づくりの構築にはちょっと弱いとかという形であれば、次年度も管理職あるいは教務主任等々がそこを踏まえて、特色ある学校づくりの、こういう点に力を入れて年間計画を立てて頑張ってみましょうとなります。そして、この学年を特に集中して力をつけさせていきたいと思います。というような狙いのための学校評価になっていると理解していただいたらありがたいと思います。

○水口良江委員 はい、わかりました。

○鷹尾秀隆委員 よろしいですか。

○武智邦典議長 はい、お願いします。

○鷹尾秀隆委員 16ページ、17ページの重大事態への調査。この再調査のことで、再調査は第三者による再調査という意味ですか。よく最近、重大事態が起きた場合に調査が入り、その調査結果に被害者側が全然満足できない場合、再調査の要求があります。それも第三者による再調査要求が多いです。市長が委員会をつくり、再調査を命じるとなっているんですが、再調査をするというだけでは、どういうメンバーによる再調査が行われるのかというのが分かりませんが、その点はどのように考えられていますか。

○武智邦典議長 高石指導主事。

○高石指導主事 基本的には、この再調査が第三者がかかわるといえるか、重大事案が発生した場合に当然教育委員会のほうから市長部局のほうにも御報告が当然あるのですが、調査の後、その結果について市長さんの御判断でこれでは十分ではないということであれば、当然第三者、この場合多分弁護士さんであるとか、そういう方に調査委員をお願いしなければならないというところがこの再調査には必ず必要になってこようかと思います。その前の調査の段階でも、専門家をアドバイザーとしてという言葉もあります。ただ現実的にはちょうどこの調査委員として弁護士さんをお願いするケースには、こういうようにして欲しいといった文書も参ったのですが、依頼をしてから実際に決定するまでは何か月という期間がかかりそうなので、最初の調査の段階では、スタートはどうしても教育委員会等が中心になるかとは考えておりますが、再調査のほうでは。

○鷹尾秀隆委員 例えば明文化はしないわけですか。

○渡邊博隆教育長 調査員が誰だということの明文化ですか。

○鷹尾秀隆委員 そうです。再調査委員会。被害者側のこういう人を入れてほしいというのが全然通らないとかというのが、非常に新聞等でよく問題になっているでしょう。

○渡邊博隆教育長 第三者委員会等は、重大事案が起こったときに、その段階で考えるという

捉え方だと思います。

○武智邦典議長 いじめを許さない環境づくり等々の枠の中で、ちょっとした伊予市においてとか、ふざけ合いやけんかじゃないところのいじめで自殺が起こったりするのかもしれないけれども、ふざけ合い、けんかは非常にわかりやすい案件ですよ。しかし、ネット上でやじられたりする分に関しては、情報でもあるいは分かるのかもしれませんが、それが重大な案件になってから分かる場合もありますが、通常は教育委員会に報告が上がってきて、どうするか教育委員さんが的確に対応して、大きな重大事故を未然に防ぐというのが通常で言ういじめを許さない環境づくりの一環でもあるんでしょうけど、それでも重大事故が起こって、重大事故というのは自殺なのか、もっと別の枠なのか、重大事故があったときに最初は市の教育委員会や学校がしっかり調査をするわけです。

○渡邊博隆教育長 教育委員会の議題に俎上し、その問題自体が余りにも大変な問題になった場合は、市長さんに出てきていただいて、伊予市いじめ問題再調査委員会をおこなっていただき、特別重大事案に対応すると考えていただけたらと思います。

○武智邦典議長 鷹尾委員さんがおっしゃられる部分において、その再調査委員会というのは誰かという部分において、ホームページにアップするのであれば明記したほうが見た人も分かりやすいのではないかと。この図式から見ても、伊予市いじめ問題再調査委員会法第30条の第2項で書いており、市長が再調査委員会に諮問をして、その再調査委員会から上がってきた答申を議会や教育委員会のこういう場に報告するのは分かりますが、再調査委員会のメンバーはどなたかという部分は、どこにも書かれていないので、この図式からは判断できません。

要綱があります。要は、この再調査委員会は、この伊予市の総合教育会議のこのメンバーとは違う人のことを言うのでしょうか。

○矢野ひとみ委員 そうです、違います。

○武智邦典議長 だって違うところにあるんだから。これをアップするのであれば、鷹尾委員さんが言われるのは、再調査委員会はどなたなのか、どういう人が対象なのかという部分も明記されたらどうですか。そうではないと、被害の市民は誰なのと思われるのではないかとという意味でおっしゃったと受け取りました。

○鷹尾秀隆委員 そういう意味ですけど、教育委員という立場を離れて見たときに、被害者側としたら、また行政側の人らがなっているというふうに見られる可能性がある。

○武智邦典議長 きちんと別枠のものを調べないといけない。例えば今回で市長が聞いて、さようでございますか。では、この案件を弁護士さんに相談して、カウンセリングも含めて何人か集めて、ちょっと協議させてもらいますと言わないと、被害者の親なり保護者なりは納得をしないのではないのでしょうか。万が一その子が亡くなっていなくても、被害者の受けた、子供が受けた傷というのは大きいからあのようなのが要綱の中に入っているのです。

第三者委員会。伊予市いじめ問題再調査委員会を立ち上げ協議します。その委員会のメンバ

一は、弁護士何々を位置づけるとかという部分を書いたらいいのでは。要綱にありますよというのは、意味のないことです。

○武智邦典議長 暫時休憩します。

午後3時59分 休憩

午後4時10分 再開

○武智邦典議長 再開いたします。

○鶴岡事務局長 先ほどのいじめ問題再調査委員会の御質問でございますが、これにつきましては既に要綱ができておまして、その委員につきましては、第4条に規定がありまして、法律・医療・人権、福祉・心理、いじめ防止に関して識見を有する者、その他ということで、こういった方々をその必要に応じて委員として委嘱するという形になりますので、行政部分だけが入るといようなスタンスの会ではございません。むしろ専門家、あるいは本当の意味で第三者の立場の方が入るの难道うかと思えます。

これを、このいじめの防止のための基本方針とあわせて確認ができるようなホームページ上の工夫、この要綱そのものを上げるのか、抜粋の部分をごどこかに上げるのか、そういう方向については事務局のほうに一任させていただきたいと思えますが、何かわかるような仕組みを考えていきたいと思えます。

○鷹尾秀隆委員 わかりました。

○渡邊博隆教育長 今、鷹尾委員さんが心配しておられました第4条の第2項に、委員は調査対象となるいじめ事案の関係者と利害関係のない公平な立場にある者とするという、これで押さえられています。

○鶴岡事務局長 先ほどの件ですが、要綱がありまして、その要綱に基づいて市長において人選をするということを説明させていただいて、特に第三者という立場に留意して人選をするということで御説明をさせていただきました。

ホームページのアップに関してはどのように載せるのか、この要綱そのものを載せるのか、どこかに一部切り取って載せるのか、その方向については事務局のほうで検討させていただきたいと思えますので。その点了解をいただいたらと思えます。

○武智邦典議長 第4条だけ上げてはどうですか。こういう方を伊予市いじめ問題再調査委員会委員に充てるということ。そして※印で分かりやすく書いていただくなどは、それはお任せします。

はい、鶴岡事務局長。

○鶴岡事務局長 今御指摘いただいたように、19ページの表の中に入れるほうが分かりやすいのではないかと思いますので、それも修正をするようにいたします。

○武智邦典議長 この伊予市いじめ問題再調査委員会設置要綱というのは、あくまでも関係者のもので、ネット上には上がってないんですね。

○井上監理監 例規集に載っているかもしれませんが。要綱でも例規集に上げているのもあれば、入っているかもしれません。

○武智邦典議長 単純に、その質問の部分だけは書いていただいて、教育委員さんが理解をしてくれましたら、この会は成立いたしますので、そのところをお願いします。

いじめに関してほかに何かございませんでしょうか。

いじめも、伊予市においては重大なものは発生してないとかということで安心をしておるんですけど、ある意味上がってきてない点が多いので、氷山の一角の部分があったら、市長、大変なんですよとかという世間話をする保護者がありまして、そうなんですか、それは大変ですねというようなことも伊予小学校のことで、ここ最近もちょっとありました。そういった部分においても、ある意味この教育委員さんに報告ができるシステムづくりというのもしておいたほうがよいと思います。きちんと対応したけれども、こういう不幸な事故になりました。でも、これからはこのようにしていきますというのが本来の姿です。四国外の話ではありますけれど、結局オープンにしていなかった、それは事実かどうか分かりませんが、報告していなかったというところをちょっと心配しておりますので、高石指導主事よろしくをお願いします。

いじめに関しては、これはホームページにアップすること、いじめ防止対策推進法というものに基づくというものを入れ込むこと、あくまでもこの修正はこの部分のこの要綱の一部、第4条を張りつけるということの修正でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智邦典議長 他にないようでしたら、いじめの防止のための基本方針に関しては終わらせていただきたいと思います。

続きまして、協議事項の3、(2)ですけれども、「伊予市文化交流センター管理運営基本計画と実施計画（文化振興）について」であります。事務局より説明を申し上げますのでよろしく願いをいたします。

山岡社会教育課長。

○山岡社会教育課長 社会教育課から出しております協議事項なのですけれども、重要施策の一つとしております伊予市文化交流センターの管理運営基本計画、実施計画が定まっており、これに基づいてアクションプラン案を取りまとめておりまして、その計画について説明をさせていただきます。御協議いただき、御意見、御提言を頂戴したらと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

平成31年度8月にプレオープンいたします伊予市文化交流センターについて、建設に当たっての基本的な考え方、施設の管理運営基本計画、管理運営実施計画について概要を簡単に説明させていただきますと存じます。

まず、1、伊予市庁舎等基本計画策定審議会ですけれども、建物の検討につきましては平成

23年度から始まっております。委員会を立ち上げて話し合いを重ね、市民の皆さんの御意見を伺いながら、下段ですけれども、2、伊予市図書館・文化ホール等建設基本計画を定めたわけでございます。

1、基本理念を、「学び はぐくみ つながる 出会いのひろば」とし、文化芸術活動、生涯学習活動を通じて、伊予市の未来を担う心豊かな子供たちとそれを支える人たちが育つだけでなく、「ひと まち ぶんかが出会い、つながっていく仕組みを創る」としております。

以下、(2)文化ホール機能の目指す方向、次ページに行きまして(3)文化ホールの基本方針、(4)文化ホールの想定客席数の考え方などをまとめておりますので、後ほどお目通しをいただいたらと思います。

そして、3、伊予市図書館・文化ホール等管理運営基本計画ですけれども、平成26年6月から10回の市民ワークショップを開催しておりまして、子どもからお年寄りまで各世代、各分野の方約100名に登録をいただき、多くの御意見、御提案をいただきました。

3ページをお願いいたします。

そして、皆様の御意見をもとに管理運営検討委員会を設置いたしまして、平成26年度から28年度の3か年をかけまして21回協議を行って管理運営基本計画を定めたわけで、こちらの計画はでき上がったわけでございます。そして、施設全体の基本方針をまとめておりまして、基本理念、先ほどの「学び はぐくみ つながる 出会いのひろば」に基づきまして、市民が地域に愛着と誇りを持ち、ゆとりと潤いのある人間らしい豊かなコミュニティをつくるために、複合施設の特性を活かした多様な文化活動や総合学習事業を活発に展開し、伊予市の創造的な人づくり・まちづくりに寄与することを目的とし、以下の5つの枠、こちらの点に留意して運営に取り組むとしております。後ほどお目通しいただいたらと思います。

4ページですけど、(3)文化交流機能の実施方針では、大きく自主事業と貸館事業に分類し、実施して参りたいと考えております。

表をごらんください。

まず、自主事業につきましては、鑑賞、普及育成、交流、創造、保存継承といった種類に分類しておりまして、開館当初については普及育成と保存継承を重点的に行っていく計画としております。また、貸館事業についてですけれども、市民の皆さんの活動における利用を促進するために、利用者の方が快適に利用できる環境づくりに配慮するとともに、職員が利用者の方の相談に応じて事業概要や利用方法の提案などの支援を行えるように努めて、積極的な情報発信を実施し、施設の活用と稼働率の向上にも努めてまいり予定としております。

5ページをごらんください。

4、伊予市図書館・文化ホール等管理運営実施計画ですけれども、時系列による事業の展開について御説明いたします。

(1)事業の展開の表をごらんください。

現在から開館までの間、準備期間である今のうちですけれども、プレイベントという位置づけとしておまして、目的としては開館前に情報を知らせる、開館後の体制づくりを行っておるところでございます。来年度は開館する年ですけれども、開館記念事業という位置づけにしておまして、イベントとしては基本理念や伊予市の魅力発信、また市民の皆さんと一緒に開館を祝うということとしております。開館後は、通年事業へと移行してまいります。目的としては、伊予市らしさ、いわゆる伊予市の魅力の創出、そして伊予市民や利用者の方の居場所と出番づくりを目指してまいります。開館記念事業が打ち上げ花火とならないよう継続して事業を実施して、一人でも多くの方が施設を訪れたり、活躍できる場所になるという受け皿づくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、6ページからですけど、先ほど説明いたしました実施計画をもとにしたアクションプランについてということになります。

こちらは、現在舞台関係の有識者、愛媛大学教授、愛媛県立図書館職員、伊予農業高等学校校長先生、それから市内の校長先生から選出された小学校、中学校の校長先生、計7名の方で構成しておりますアドバイザー会議の提言をいただきながら、検討を進めておるところでございます。

7、8ページについては、先ほど御説明したことと内容が重複しますので、割愛をさせていただきます。

9ページのほうをお願いいたします。

ここからは、先ほど申し上げました図書館、文化ホール、地域交流館、それぞれの事業方針について順次説明をさせていただきます。

資料の構成ですけれども、具体的な取組、市民参画計画、年度別事業計画の3つの構成としております。案と表記しておりますとおり、アドバイザー会議の助言をいただきながら、現在検討中であることもお含みおきをいただきたくお願いをいたします。

では、主な部分のみ説明をさせていただきます。

まず、図書館の事業方針ですけれども、1、誰もが行きたくなる図書館について。

具体的な取組として、①多様な形態の良質な資料収集についてですけれども、障がい者の方や外国人、中高生にも配慮した資料収集を行っていく予定です。開館年度にはおおむね10万冊の蔵書を目指しております。②の郷土資料の収集及びデジタル化、アーカイブ化についてですけれども、具体的に申し上げますと、図書館には地域の方から御提供いただいておりますビデオテープがあるんですけれども、古いものですと平成5年と、25年間たつものがございまして、劣化して貴重な資料が見えなくなっていくおそれがございます。約120本程度あるのですけれども、これらをDVDなどデジタルデータ化しまして記録をし直し、新しい施設での映写や学校の機材として貸し出ししたり、有効活用できるようにしたいと考えてます。

また、学校や公民館、市民の皆さんにも呼びかけて収集を、そのほかのデータを持っておら

れる方がいらっしゃいましたら、収集を図りまして同じくデジタル化をして、次世代につなげるように仕組を検討してまいりたいというふうに考えております。

(2) 市民参画計画ですが、かかわれる部分で選書などの協力や郷土資料調査、収集に係る御協力などをしていただきたいというふうに考えておりまして、ボランティアについても現在10名近くの方が図書館のボランティア部分をしてくださり、本の整理や読み聞かせなどさまざまな場面でお手伝いをいただいております。ボランティアの方の力というのが非常に大きいものだと感じておりますけれども、責任の所在についても問題がありますので、しっかりとした方針、計画を決定した上で、対応していただくように心がけてまいりたいと思っております。

10ページをお願いします。

2、ゆったりと落ち着くことのできる滞在型の図書館についてです。

(1) 具体的な取組についてですが、現在の図書館は話すこともはばかれるような雰囲気があるのですけれども、新施設においては読み聞かせなど声が出せる場と静かに読書ができる場を分けて、ルールを明確化するようにしております。市民の皆さんにも、利用方法や環境づくりについて一緒に考えていくことも必要ではないかというふうに考えております。

3、必要な情報、資料が確実に提供できる質の高いサービスについてですが、これは図書館の役割の中でも重要な案件であると考えております。

(1) 具体的な取組について、①職員の研修機会の確保ということですが、レファレンスと言われる課題解決に向けたサービスを遂行するために、司書を中心とした職員が自己研さんをする必要があります。継続的な人員の確保が非常に重要であると考えております。育成も含めて、努めてまいりたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

また、職員だけで全てを網羅してお答えすることは困難ということもありまして、各分野において知識や経験豊富な市民の方や、各機関のネットワークの構築を図ってまいりたいと考えております。

4、伊予市らしさを伝承するための整理ほか、研究、発信です。伊予市らしさを検討する上で地域資源が重要であると考えており、文化財はもとより自然や産業、人など過去から現在にわたる有形、無形の資料を幅広く収集、共有して、活用に向けた検討を進めてまいりたいと思います。市民の皆さんとともに伊予市の魅力を掘り起こしをして、この施設がその情報発信の基地になるように目指してまいりたいと考えております。

12ページをお願いいたします。

12ページからは、文化ホール事業方針、先ほど図書館のほうの事業方針と同じように、文化ホール事業方針についても、同じような要領で定めているところで、年度別事業計画を考えておるところでございます。

この文化交流センターというのは、御存じのとおり図書館の機能と地域交流館機能とホール

機能という3種類がありまして、先ほど図書館のほうは説明が終わりました。これから12ページから文化ホールの事業ということで、どんどんホールを使っていただいて、文化芸術活動をどんどん振興していきたいなというふうに考えているところでございます。

ずっと進んでいただいて、16ページをお願いいたします。

こちらのほうは地域交流館の事業方針となっております、もともと中央公民館の場所でございますので、そういった貸館のほうもやってほしいというような市民の皆さんの声もございました。ということで、貸館を中心に行っていくのがこの地域交流館ということになってまいります。具体的な取組等についても、こちらのほうに簡単に取りまとめをしておるところでございます。機能的には3つ分かれてそれぞれの機能があるのですけれども、1つの複合施設ということになりましたので、これはそれぞれの機能が連携して、今後文化振興等を進めていきたいなというところで考えているわけでございます。

そして、ずっと進みます。19ページ、これは早速に来年の事業ということになります。この説明ですけれども、まず御承知いただきたいのが、来年の8月にプレオープンする予定になっております。建物が6月の末ごろに引渡しがあって、そこから引っ越し等をやりまして、図書館も引っ越しすることとなります。最終的に、プレオープンできるのが8月の頭、1日からであろうと思うんですけれども、予定しております。ただし、今の図書館があるところをその後取り壊しまして立駐を建設するというところでございますので、来年の31年度末が駐車場完成となります。それまで駐車場がない状態ということもありまして、少し控え目の事業展開ということで考えているところです。

先ほど、3つの機能があるということで御説明しましたけれども、8月からは図書館、それから地域交流館については稼働してまいりますけれども、文化ホールにつきましては32年4月、駐車場が完成したときの翌年度ということなので、32年4月からフル稼働、ここからは3機能がそろふということでございまして、早速にこのホールを使ったグランドオープンでのイベントでございましたり、コンサートでありましたり、劇団による取組でありましたり、そういった文化芸術活動の事業展開をしてまいろうというふうに考えているところでございます。

こういったアクションプランを考えているところでございますけれども、それぞれの機能において活動内容、先ほど説明の中にもありましたけれども、有識者の皆さんによりますアドバイザー会議によりまして事業の内容等を検討しつつ、どういった事業を展開していこうかということで検討していくこともございますので、その他こういったことをやったらいいのではないかといた御意見等、御提言等ございましたら教えていただければ幸いです。

以上、簡単ですけど説明とさせていただきます。

○武智邦典議長 ありがとうございます。

伊予市文化交流センターの管理運営基本計画と実施計画についての説明であります。今後の事業の案も実施事業について書かれておりますけれども、今課長の言葉をかりれば、他にこ

ういったこともしたらいいのではないのかというような御提言をいただければありがたく存じますということでございますけれども、全般にわたりまして今の説明に対して御質問、また御意見等がございましたら、どうぞ御自由におっしゃってください。

はい、高橋委員。

○高橋久美子委員 16ページの地域交流館事業方針に関してですが、まず案と書いてありますので、確定的なところではないかもしれません。

この資料はあくまでも箱の部分、ハードの部分ですので、まだそこまでも決まってない、これからの模索の状態かとは思いますが、この事業方針の中に、多様な市民活動情報の収集と発信、コーディネートを行う、ですとか、具体的な取組、2番、他団体間のマッチング、交流を望む声があった場合にはマッチングを試みるなどということがあって、かなりコーディネーターとしての役割が物すごく大きく担うようにお見受けしました。こういった施設に携わる人材というのは、どういう方がどういうところから何人ぐらい配置するように考えていらっしゃるのかを教えてください。

○武智邦典議長 山岡課長。

○山岡社会教育課長 推進体制につきましてですけれども、いよいよ早速来年31年度プレオープンから始まるのですけれども、当面の間直営をするということで、市直営の予定でございます。今のところ、来年の31年、32年直営をやりまして、32年に向けて指定管理ということを検討してまいりたいと考えております。

我々も初めてのことでありまして、そういった経験が豊富な職員がおるわけでもなく、これから研修もしていかなければならない、そんな課題も抱えている中、他市類似施設の取組で、マッチングについてもこういった取組の施設がありますよというアドバイザー会議でアドバイスをいただいております支援業者からの御意見等もいただいております、その中で我々も必要なスキルも研修を重ねながら身につけて、そういったことも他市が活動しているのを参考にしながら取り組めないかということで、まずは施設のそういった拠点としていきたいなというふうに、そういった成長ができたらなというふうに考えております。

人数のほうは、今協議をしながら、こういった体制でいくかというところも人事当局と協議を重ねているところでして、お話ができないのですけども、そのように運営ができて、こういった活動にもいろんな体制づくりというのは必要だというふうに考えております。

○高橋久美子委員 基本は、市の職員の方がそういった研修を積重ねられて、対応に当たられるということですか、今の感じですか。

○武智邦典議長 山岡課長。

○山岡社会教育課長 その内容にもよるのですけど、地域交流館については職員が対応することになろうと思います。ただ、文化ホール等についての使用については技術者が必要ということで、そういったところについては専門の業者に委託をするというようなことも検討しながら

ら、この3つの機能を持つ交流館を目指していきたいなというふうに考えているところでございます。

○高橋久美子委員 ありがとうございます。

ごめんなさい。今の研修を積重ねてということと、既にもうそういったことをされている自治体もあるということだったのですよね。

○山岡社会教育課長 はい。

○高橋久美子委員 もし、研修などの機会があったら、私たちもそういったところは連れて行っていただくことを御検討願います。

○山岡社会教育課長 はい、また検討させていただき、機会があれば御案内をさせていただきたいと思います。

○高橋久美子委員 お願いいたします。

○武智邦典議長 矢野委員さん。

○矢野ひとみ委員 新しい図書館、それから新しい文化ホールができます。合併によって図書館もなくなった町の者の意見として聞いておいていただいたらと思います。

3ページに、施設全体の事業方針が書かれてあります。その中の一番下、5番目に伊予市全域を対象にした事業展開と中心市街地の活性化、項目の中に合併により広域になったうんぬんということが書いてあります。それも受けまして、9ページ、図書館の事業方針（案）となっておりますので、これはこの事業方針案はずっと続くのか、これは基本として残るのか、それとも開館に当たっての案なのか。これずっと残る案なのか。それをちょっと確認して、これから話します。

○山岡社会教育課長 基本事業方針についての案は、実際どういうことを具体的にアクションを起こしていくかということを示しているのです、この方針でいきます。

○矢野ひとみ委員 ずっといくわけですか。

○山岡社会教育課長 はい。

○矢野ひとみ委員 それでは、一応前置きで言いましたように、中山町あるいは双海町の立場として、図書館関係が全くゼロになっているわけなのですね。

今すぐには言いません。予算の関係もあります、それから図書館に配置される方のこともあると思いますが、いずれはそちらのほうにも図書館のほうの本が、ここまで来なくても見られるような、予算がないのはわかりますが、移動図書とか、車までは準備してくださいとは言いませんけれども、図書を整備してからまた本も出てくるかとも思いますが、そんなんをどこかで子供たちがそれを目にする場所を設置していただける、これは果たして図書館そのものじゃないんですよね。関係ないんですけど、事業方針がこのままいくんだったら、そういうふうなことが全然ここに書かれてないので、そこらあたりのことも頭の隅っこに入れておいて、図書館経営をしていただくとありがたいなと、最初ですので思いました。

以上です。

○武智邦典議長 はい、山岡課長。

○山岡社会教育課長 中山・双海地区では移動図書で、毎月何日かトラックに積んで配本を何十冊かしながら、何週かすると入れかえたりといった移動図書活動をずっと続けておるんですけども、農業総合センターも取り壊しとなりまして、その図書館機能がなくなりましたので、地域事務所とか皆さんが集まられる施設をそういう活動の拠点として、検討したいと考えております。前向きに取り組んでいきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○矢野ひとみ委員 よろしく願いします。

○武智邦典議長 水口委員。

○水口良江委員 今もアドバイザー会議が続いているということで、いろいろな検討委員会も重ねた結果が出てきている方針案なので、もう検討されているかもわかりませんが、多様な形態の良質な資料収集というのが9ページ、図書館の事業方針案のところに出ております。いわゆる障がいがある方とか外国人とかの方も対象にして、ちょうど今年の5月に、愛媛新聞に、障がい者に優しい本をというような、こういう記事が出まして、図書館関係のことが5回ぐらいにわたって掲載されたような気がしまして、その中でLLブックという言葉が私初めて目にいたしました。これはスウェーデンのほうの言葉だそうですが、英語で言うならばイージーブック、易しく読みやすいという本らしいのですが、松山市立中央図書館のほうで私もちょっと見学に行かせてもらいました。松山市と伊予市は人口がもちろん違いますけれど、誰でもが交流できるという交流館でございますので、図書館にしてもそうだろうと思ひまして、こういうLL本のことを恐らくもう御存じだろうと思うのですが、この施設配置図の中に大型本のコーナーというのは明記されているのですが、そういう蔵書を一角に加えていただけるといいなと私は思っているのですが、もう既に計画されておりましたら、それはそれでいいんですけども。

それから、先ほど矢野委員さんがおっしゃったように、開館時間が今度は、今までは6時までになっていたのが7時まで、金曜日だけは8時までというようなことになっていると思うのですが、自動貸出機の返却とかというのも引き続いてされるわけでしょうか。そのあたりと、中山・双海地域の方が交流できるためには、開館自体は時間が10時までとか一部なっていますよね。ある曜日だけでも、中山の方、双海の方、子どもたちが来られるというような時間帯とかを特別な何かを設置されるようであれば、私はとてもいいのかなと思ったりするのですが。以上でございます。

○武智邦典議長 山岡課長。

○山岡社会教育課長 LLブックの話いただきました。

障がいのある方とか外国の方が易しく読めるような工夫をされた本というふうに理解しております。これらの本については、今回もともと大きくなりますので10万冊蔵書というのも目指

しておりまして、予算の兼ね合いもございますけれども、そういった図書についても導入してまいりたいというふうに考えております。

あと、議会の中でもご質問ございましたけれども、視覚障がい者の方に対しても読み聞かせができるような、そういった施設も音が出て大丈夫なような部屋もありまして、そういうところでの活動もあり、点字図書なんかもさらに増やすと、あわせて県のほうもそういった図書もありまして、そこからお借りすることもできますので、そういった連携をしながら、そういった皆さんへのサービスについては、提供ができるように取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

あと、自動貸出なのですが、時間内については今回どなたでも自動貸出機のほうで処理ができるようにはしていく予定ですので、それを2台予定しておりまして、対応できるようにはしております。時間外はちょっとできないのですけれども、そういうふうなことでの計画をしております。

○水口良江委員 例えば、中山の子どもさんが図書館に行きたいといっても、なかなか時間が、部活があったりすると行けない場合もありますよね。そしたら、この近辺の方はふんだんに利用できるのですが、矢野委員さんがおっしゃったように、向こうに図書館もなくなって、ここだけといったらすごく不公平ですよ、そういう意味ではね。そこら辺の配慮も今後考えていただけるといいと思います。どういう方法がいいのかというのは、私もちょっと単に時間延長のことぐらいしか当てはまりませんが、いろいろな時間の延長についても教育長の判断でできるとかというような情報もありましたので、そのあたりをまた具体的に、中山とか双海の方の子どもたちとも意見を聞きながら、利用できるような方法で検討していただけるととてもありがたいなと思います。

○武智邦典議長 山岡課長。

○山岡社会教育課長 濟いませぬ。今のところなのですけれども、こういった形で今後検討しなければならぬ課題かなというふうに考えておりますけれども、中山・双海地域の皆さんからも、利用のほうで距離も遠いということもありまして、1時間延長、さらに金曜日だけは8時まで営業時間の延長をするわけなのですけれども、それ以外のところでいろいろありますけど、土日でも活用していただきながら、それでもなおかつ工夫をしてほしいというところの要望が上がるところは想定してなかったものですから、今後の課題ということで見させていただいたらと思っています。

○武智邦典議長 今おっしゃっていたのは、本の貸出のことか、それとも利用時間のことですか。

○山岡社会教育課長 中山・双海地域の方の子どもたちの利用活用について、もっと便利な活用になるような工夫といえますか。

○武智邦典議長 それは図書館ですか。

○山岡社会教育課長 はい。

○武智邦典議長 中山・双海地区からの便利な活用というのは、図書館の場所は決まっているのだから、施設を利用するのであれば、その時間帯に来ていただかないといけません。逆にこういう本が読みたいのだけど私は遠くに住んでいるからというようなことであれば、地域事務所の方に、例えば、こういう本が読みたいと要望を取る。移動図書館も続けるつもりですよ。

○山岡社会教育課長 そうです。

○武智邦典議長 ですよ。なので、移動図書館に本を地域事務所に運んでもらって、〇〇さんが読みたい本が来ましたよ、ということの連絡をもらうシステムか何かはすぐできると思います。何日間で読んだらまた地域事務所へ返してもらえれば、また移動図書館が図書館へ返す、というようなことですると、平等にこの辺に住んでいる子と下灘に住んでいる子、永木に住んでいる子を一緒にするというのは物理的に無理ですが、そういう読みたい本に関して、いや、遠くだから行けないという部分はなくなると思います。先ほど矢野委員が言われたように、居住地にかかわらず伊予市民誰もが親しまれるような、楽しむことができるような施設の取組というふうに銘打っているのだから、それが違っているとこの文章は何なのかというようになります。そこはできると思うのです。それ以外のお話であれば、ちょっと具体的に何か考えないといけません。

○水口良江委員 これはちょっとまた違う話なのですけれど、ある県の図書館で静かに本を読むだけではなくて、中央部分でイベント、音楽会もしたり、ピアノをしたり、落語をしたりとか、図書館でそういうことができるのかなというような、意外な図書館のことをちょっと伺ったことがあるのですよ。本の貸出だけだったら移動によってできるのだけれど、このすてきな本を、そういう何ていうか特別みたいなことをすることによっても、参加することでこのすばらしい会館の中の様子を見て感じてもらうことと、本だけをするとはまた別の問題があるのかなと思ひまして、そのあたりはこれからどういうふうな計画の案で進んでいくのかというのが私はわかりませんから、まだまだこれからですよ。開館までに向けて、いろいろなところもまた研究しながら、図書館は静かに本を読むところだけではなくて、全体の交流拠点であるということもやっぱり視野に入れて考えていただくと、いろんな新しい企画もできるんじゃないかなと思ひまして。よろしく願いいたします。

○武智邦典議長 ありがとうございます。

我々作りますよね。子どもたちがわいわいできるような。

○山岡社会教育課長 そうですね。読み聞かせコーナーが入ったすぐのところにありますので。

○武智邦典議長 静かなスペースもある。

○山岡社会教育課長 だんだん奥に入っていくほど静かになっていくというコンセプトで。

○武智邦典議長 図書館施設を利用して、イベント的なことも今後進化していかなければいけないと思うので、今日の会議で全て決定というのではなく、いろいろと御意見を聞きながら、参考にしながら進化していく。そのような記述にしないと、伊予市民のための施設じゃなくして、中心市街地だけの人の施設と言われたら、私も南伊予に住んでいます。それに位置づけではないので、中をとる施設にしてください。

文化ホール、図書館について他ございませんか。また何か気づいたら、山岡課長のほうと私のほうにも言っただけだと、また対応もできることはしますし、これで皆さん方に今日いただいた御意見は今後の対策の参考にして生かさせていただきます。

それでは、その他というところで、何か御意見がございましたら、せっかくの機会ですのでおっしゃっていただければと思います。

○水口良江委員 1つだけ構いませんか。

この二、三年の間にいろんな法律ができて、子どもたちのために、教育の力というのは生きる力だと、前々からそういう話で私たち臨んでおりますけれど、その生きる力、教育力というのは経済力によって非常に違ってこようかと思うんですよ。そういう施策を市長さんは特に留意されて、子ども総合センターもできて、いろんな施策に力を入れてきていただいて、私はとてもありがたいなと思ってるんです。

私が知らないだけかもわからないんですけど、いわゆる教育機会均等法という法律もできて、教育の機会が例えば港南中学校、伊予中ではや6名ぐらい、今の段階で全欠の子供さんがおいでます。義務教育を卒業した後とか、高校を中退して教育の機会が得られなかった人、その後いろんなフリースクールとか至るところで教育の機会があればいいですけど。就労の機会につきましても卒業後、ひきこもりという言葉は余り好きじゃないですが、そういう方たちに手を差し伸べるという、今39歳までを、サポートステーションというんがあるんですけどね。今この近くにあるのは、高島屋デパートのところに伊予鉄の総合企画というところが、県と厚生労働省から委託を受けてそういう施設があるんですよ。伊予市も、そこまで生涯教育都市の創造ということをとってるわけですから、そういう手だてをまたつないでいってあげる。そのサポートステーションのお話を伺うと、39歳までということになってるんですけど、卒業してからですよ。今年はおそこが指定を受けて、40歳から44歳までの方の就労支援のためとか、いろんな支援をされていて、今現在100人ぐらい登録されて、相談件数が大体2,000件ぐらいあるそうです。伊予市からそこへつないでいくとか、そういうことの周知啓発とかということもまたかかわっていただいて、紹介によって、伊予市に住んでる方はこういうサポートをしておりますよという、サポートの輪を少し広げていただいたら私はとてもうれしいなと思いますので、これはちょっとお願いなんですけど。

○武智邦典議長 愛媛県総合教育センターって、とりあえずいろんな相談とかひきこもりの子とかが来たりして、フリースクールという位置づけではないにしても、来て以外とその不登校

が週に1回とか週に2回とか行き出したとかというような報告も受けています。ただ、問題は20歳を過ぎてから。御相談に行かれてくださいとか、そこから電話をして、こういう人がいるんですけど、21歳なのですがどうでしょうかというような、そこはまたちゃんと伝えて、できるだけ伊予市に住んでも全ての人が、しっかりとまたそれは位置づけはつくってみたいなど思っていますので、いろんな御意見をお願いします。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

今日は幾分超過をいたしましたけれども、御了承いただいて、皆様方から今日いただいた御意見等もまた市政に、そういう施設運営に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、議長の座を引かせていただきます。

○鶴岡事務局長 閉会。

午後5時18分 閉会